

新型コロナウイルス感染症 拡大防止協力金・支援金のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、県の協力要請や協力依頼に応じて、施設の休止や営業時間の短縮にご協力いただいた法人および個人事業主の皆さまに対し、協力金・支援金を交付します。

対 象 県内に本所または支所のある法人および個人事業主

- 交付要件**
- 県の要請や協力依頼に応じて、緊急事態措置の期間のうち少なくとも4月28日(火)から5月6日(水)までの間、県内の施設の休止や営業時間の短縮の対策を講じていること。
 - 令和2年4月20日(月)以前に事業を開始しており、営業実態が確認できること。
 - 福島県暴力団排除条例(平成23年福島県条例第51号)に規定する暴力団または暴力団員等が営業に関与する事業者等ではないこと。
- ※5月7日(木)以降も継続して休業要請等にご協力いただいた法人および個人事業主の皆さまについては、協力金に加えて、支援金を交付します。

交付金額 <協力金>

県内に所在する事業所について、

- ① 休止等をしている事業所の全てが自己所有……10万円
- ② 休止等をしている事業所のうち、
賃借している事業所1カ所……20万円
- ③ 休止等をしている事業所のうち、
賃借している事業所2カ所以上……30万円

<支援金>

協力金に加えて、一律10万円

■ **申請期間** 7月31日(金)まで

■ **申請方法** 下記ホームページから電子申請いただくか、様式をダウンロードの上、郵送で申請してください。

問い合わせ先や申請方法など詳しくは、ホームページをご確認ください。

HP